



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 県営土地改良事業計画の決定（村づくり計画課） ..... 1
- 公共測量の実施の終了の通知（農地農村整備課） ..... 1
- 伝統工芸製品の検査所の決定の一部を改正する告示（ものづくり振興課） ..... 2
- 公有水面埋立しゅん功認可（港湾課） ..... 2

### 公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（農林水産総務課） ..... 2
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（農林水産総務課） ..... 4
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（中小企業支援課） ..... 5
- 港湾計画の変更の概要（港湾課） ..... 6
- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧・2件（都市計画・モノレール課） ..... 8
- 町決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画・モノレール課） ..... 8

## 告 示

### 沖縄県告示第152号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、辺名地地区県営土地改良事業（老朽用排水施設）計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年4月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和4年4月13日から同年5月16日まで
- 3 縦覧に供する場所 本部町役場
- 4 その他 この告示に係る計画（以下「計画」という。）の決定に対して不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。  
また、計画の決定については、上記の審査請求のほか、計画の決定があったこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として、計画の取消しの訴えを提起することができる。

### 沖縄県告示第153号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宮古島市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年4月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 宮古島市城辺地内（与並武地区）
- 2 公共測量を実施した期間 令和3年9月30日から令和4年3月28日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

**沖縄県告示第154号**

昭和60年沖縄県告示第304号（伝統工芸製品の検査所の決定）の一部を次のように改正し、改正後の表沖縄県琉球びんがた検査所の項の規定は令和4年4月12日から、改正後の表沖縄県首里織物検査所の項の規定は同月18日から適用する。

令和4年4月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

表沖縄県琉球びんがた検査所の項中「那覇市前島1丁目11番12号 テレホンビル1階」を「那覇市首里当蔵町2丁目16番地」に改め、同表沖縄県首里織物検査所の項中「那覇市首里桃原町2丁目64番地 首里織工芸館内」を「那覇市首里当蔵町2丁目16番地」に改める。

**沖縄県告示第155号**

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を次のとおり認可した。

令和4年4月8日

長山港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 しゅん功認可年月日及び指令番号 令和4年3月24日 沖縄県指令土第273号
- 2 しゅん功認可を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
  - (1) 認可を受けた者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
  - (2) 代表者 那覇市寄宮1丁目7番1号 沖縄県知事 玉城康裕
- 3 埋立区域
  - (1) 位置 宮古島市伊良部字伊良部1393番及び1492番32の地先公有水面
  - (2) 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑬の地点を結んだ線により囲まれた区域
    - ①の地点 四等三角点渡口の浜（北緯24度48分37秒9636、東経125度10分37秒6052）から341度22分44秒558.68メートルの地点
    - ②の地点 ①の地点から104度58分32秒11.50メートルの地点
    - ②-2の地点 ②の地点から140度51分50秒2.85メートルの地点
    - ③の地点 ②-2の地点から139度41分53秒7.12メートルの地点
    - ④の地点 ③の地点から139度24分49秒10.05メートルの地点
    - ⑤の地点 ④の地点から139度28分14秒10.05メートルの地点
    - ⑥の地点 ⑤の地点から133度36分55秒2.99メートルの地点
    - ⑦の地点 ⑥の地点から233度36分48秒8.91メートルの地点
    - ⑧の地点 ⑦の地点から226度11分10秒10.01メートルの地点
    - ⑨の地点 ⑧の地点から226度11分10秒10.01メートルの地点
    - ⑩の地点 ⑨の地点から235度22分47秒10.21メートルの地点
    - ⑪の地点 ⑩の地点から223度34分54秒1.31メートルの地点
    - ⑫の地点 ⑪の地点から313度36分34秒50.06メートルの地点
    - ⑬の地点 ⑫の地点から43度35分04秒7.94メートルの地点
  - (3) 面積 1,976.53平方メートル
- 4 埋立免許の年月日及び指令番号 平成30年9月5日 沖縄県指令土第666号
- 5 関係図書を閲覧することができる市町村名 宮古島市

**公 告**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和4年4月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 調達する物品の種類 沖縄県水産海洋技術センター漁業調査船
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
  - (1) 営業年数が令和4年3月1日現在において10年以上であること。
  - (2) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が2,000万円以上であること。
  - (3) 従業員の数が50人以上であること。
  - (4) 過去20年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体等が所有する実習、練習、調査又は取締りを目的とする国内総トン数100トン以上の鋼製の船舶を建造した実績を有すること。
  - (5) この入札に係る船舶を建造するために必要な船台を現に有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
  - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
    - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
    - イ 法人にあつては、登記事項証明書
    - ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
    - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
    - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類又は徴収の猶予（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条第1項に規定するものに限る。）を受けていることを証する書類
    - カ 2(4)の実績を有することを証する書類
  - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
    - ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付又は沖縄県ホームページからダウンロードすること。
    - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県農林水産部農林水産総務課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2254
  - (3) 申請書等の受付期間 令和4年4月11日（月曜日）から同月25日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
  - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
    - ア 言語 日本語
    - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和5年3月31日（金曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
  - (1) 商号又は名称
  - (2) 住所又は所在地
  - (3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）
  - (4) 使用印鑑
  - (5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
  - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
  - (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

- (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する沖縄県水産海洋技術センター漁業調査船調達に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和4年4月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品の名称及び数量 沖縄県水産海洋技術センター漁業調査船 一式
- (2) 調達する物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 令和6年1月31日（水曜日）
- (4) 納入の場所 糸満漁港又は沖縄県知事が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 令和4年4月8日付け沖縄県公報定期第5022号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による沖縄県水産海洋技術センター漁業調査船調達に係る入札参加資格を有すると認められた者
- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付又は沖縄県ホームページからダウンロードすること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 時期 令和4年4月11日（月曜日）から同月25日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県農林水産部農林水産総務課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2254

4 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 令和4年4月11日（月曜日）から同月25日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 3(2)の場所

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和4年5月19日（木曜日）午前10時
- (2) 場所 沖縄県庁9階第4会議室

6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

7 この入札に係る契約の締結は、沖縄県議会の議決を要する。

8 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札

- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 9 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 令和4年4月11日（月曜日）から同月25日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所で交付又は沖縄県ホームページからダウンロードすること。
- 10 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 11 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県農林水産部農林水産総務課
- (2) 所在地 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 12 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨
- 13 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
- ア 期限 令和4年5月18日（水曜日）午後5時
- イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県農林水産部農林水産総務課に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary
- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE BUILT  
Fisheries research Vessel 1 unit
- (2) DEADLINE OF THE DELIVERY  
January 31, 2024 (Wednesday)
- (3) BID OPENING  
Date and Time: May 19, 2022 (Thursday) 10:00 a.m.  
Place: Okinawa Prefectural Government Building 9th floor, The 4th Meeting Room
- (4) POINT OF CONTACT  
Okinawa Prefectural Government, Agriculture, Forestry and Fisheries General Administration  
Division  
1-2-2 Izumizaki, Naha-City, Okinawa, Japan, 900-8570  
Telephone 098-866-2254

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和4年4月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 アクロスプラザ小禄 那覇市鏡原町34番36号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 NTT・TCリース株式会社 東京都港区南一丁目2番70号 代表取締役 成瀬明弘

- 3 法第8条第1項の規定による那覇市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和4年4月8日から同年5月9日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定により、中城湾港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

令和4年4月8日

中城湾港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 港湾計画の変更の概要 平成2年10月5日付け沖縄県公報第1896号によりその概要を公告した中城湾港港湾計画について、2030年代半ばにおける取扱貨物量を490万トンと想定して変更した事項は、次のとおりである。

(1) 公共埠頭計画

ア 岸壁

地区名	水深（メートル）	バース数	用途
新港地区	13	1	RORO船 一般貨物船 自動車専用船
	12	1	
	11	2	

イ 埠頭用地

地区名	面積（ヘクタール）
新港地区	30

(2) 旅客船埠頭計画

ア 岸壁

地区名	水深（メートル）	バース数	用途
新港地区	10.5	1	大型旅客船

イ 埠頭用地

地区名	面積（ヘクタール）
新港地区	5

(3) フェリー埠頭計画

地区名	港湾施設
安座真地区	物揚場

(4) 専用埠頭計画

地区名	港湾施設
新港地区	小型栈橋

(5) 水域施設計画

ア 航路

地区名	名称	水深（メートル）	幅員（メートル）
新港地区	新港航路	13	370

イ 泊地

地区名	水深（メートル）	面積（ヘクタール）
新港地区	10.5～13	35

ウ 航路・泊地

地区名	水深（メートル）	面積（ヘクタール）
新港地区	12～13	56

(6) 外郭施設計画

防波堤

地区名	名称	延長（メートル）
新港地区	防波堤（東）	900

(7) 小型船だまり計画

地区名	港湾施設
西原与那原地区（与那原船だまり）	防波堤（波除3） 防波堤（波除4）

(8) マリーナ計画

地区名	港湾施設
西原与那原地区	防波堤（波除2） 小型栈橋

(9) 臨港交通施設計画

道路

地区名	名称	起点	終点	車線数
新港地区	臨港道路1号線	西ふ頭	県道沖縄環状線	4
	臨港道路3号線	東ふ頭	県道沖縄環状線	4
	臨港道路4号線	旅客船埠頭	県道沖縄環状線	2

(10) 港湾環境整備施設計画

緑地

地区名	面積（ヘクタール）
新港地区	31
泡瀬地区	23

(11) 土地造成及び土地利用計画

ア 土地造成計画

地区名	面積（ヘクタール）	用途
新港地区	14（14）	埠頭用地

イ 土地利用計画

地区名	面積（ヘクタール）	用途
新港地区	37（37）	埠頭用地
	59（59）	港湾関連用地
	57	都市機能用地
	30（30）	交通機能用地
	31（31）	緑地

注（ ）は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

- 2 港湾計画の変更の縦覧の場所 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県土木建築部港湾課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、那覇市から送付のあった那覇広域都市計画地区計画の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和4年4月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 那覇市石嶺北翔・福祉地区地区計画  
 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、那覇市から送付のあった那覇広域都市計画用途地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和4年4月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 古波蔵上線沿道地区  
 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、八重瀬町から送付のあった那覇広域都市計画用途地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和4年4月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 東風平地区  
 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 アント出版 〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1
---------------------------------------------	-----------------------------------------------